

愛川町立保育所条例第3条（保育の実施基準）の規定に該当すること
を証明するための書類

No.	保育に欠ける事由	必要書類
1	昼間に自宅外で労働している場合（就労時間が1日あたり4時間以上、かつ、就労日数が週4日以上）	就労証明書（指定用紙）
2	昼間に自宅内で児童と離れて労働している場合（就労時間が1日あたり4時間以上、かつ、就労日数が週4日以上）	※自営業の方は、経営者が証明してください。
3	出産前後の場合 （産前8週間、産後8週間）	母子手帳の写し
4	病気やけがをしている場合	診断書
5	障害者等の場合	障害者手帳、介護認定結果通知書等の写し
6	同居親族を常時介護している場合	診断書または障害者手帳、介護認定結果通知書等の写し

※1 証明書類の提出は、児童の父親、母親、祖父母（60歳未満の方のみ）が対象となります。

※2 児童の保護者（父親・母親の両方）が保育に欠ける事由のいずれかに該当すれば「愛川町私立幼稚園長時間預かり保育支援事業補助金」の交付対象児童となります。

※3 保育に欠ける事由に該当しても、母親以外の同居の親族またはその他の者が児童の保育ができる場合は、補助金の交付対象児童とはなりません。

必要書類の提出先は幼稚園です。利用開始月の20日までに

園へ書類の提出をお願いします。